

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年6月22日付け及び同年7月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による葬祭料及び遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、平成20年5月1日、Bに所在するC会社（以下「会社」という。）に採用され、同年8月より生産課にて現場作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成21年4月から本社営業部において販売業務に、平成22年4月から生産課において現場作業に、平成28年4月から本社生産部において現場作業にそれぞれ従事していたが、〇年〇月〇日、自死した。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして葬祭料及び遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を7638円と算定して、葬祭料及び遺族補償給付を支給する旨の各処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月23日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の給付基礎日額が7638円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 給付基礎日額

労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金を含むと解される。

(2) 請求人は、監督署長が算定した本件処分の給付基礎日額は、タイムカードを基に算出した残業代が算入されていないと主張するので、以下検討する。

(3) この点、会社による職員の出退勤管理について、平成30年12月3日付け審理調書によると、要旨、「各自が作業日報を記載し、時間外労働があった場合は必ず作業日報の内容と時間をタイムカードと照合して、時間外手当を支給している。」とされている。同審理調書の記載を踏まえ、改めて給付基礎日額の算定期間における被災者のタイムカード及び作業日報をみると、時間外労働として認められるのは、決定書理由に説示のとおり、平成28年7月9日の4時間及び同年9月10日の6時間であり、その他の日についても請求人の主張を基に一件記録を精査したが、被災者による所定労働時間を超えた労働時間の申告や、会社からの早出出勤や残業の指示は認められず、また、被災者が早出出勤や残業を行っていた明確な証拠もないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(4) 以上からすると、本件各処分における給付基礎日額の算定に誤りはなく、また、一件記録を精査しても、いまだ支払われていない賃金があるとは認められ

ないから、本件各処分に係る給付基礎日額は、7638円を超えるものとは認められない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日